

令和 6 年度
寿都町簡易水道事業水質検査計画



寿都町公営企業 企業管理課

1	はじめに	1
2	寿都町簡易水道事業の概要	1
3	水質検査の基本方針	2
	1) 採水地点	
	2) 検査項目	
	3) 検査頻度	
4	給水状況	2
5	水源概要	2
	1) 朱太川水系朱太川支流小川	
	2) 滝の澗川水系滝の澗川	
	3) 神社の川水系神社の川	
	4) 金瀬の沢川水系金瀬の沢川	
6	浄水施設概要	3
	1) 寿都浄水場	
	2) 歌棄浄水場	
	3) 磯谷浄水場	
7	水道の原水及び浄水の状況	4
	1) 水質管理上注意しなければならない項目	
	2) 原水の水質概況	
	3) 浄水の水質概況	
8	水質検査項目	5
	1) 浄水水質検査	
	2) 原水水質検査	
	3) 検査回数の減少及び検査の省略	
	4) 令和6年度の検査項目の変更について	
9	採水地点	6
10	臨時の水質検査	6
	1) 水質検査の要件	
	2) 水質検査項目	
11	水質検査方法	7
	1) 検査方法	
	2) 水質検査検体の採取及び運搬	
	3) 水質検査の実施状況及び精度の確認	
12	関係機関との連携	7
13	水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し	7
14	水質検査計画及び検査結果の公表	8
15	水質検査計画の意見反映	8

寿都町において令和 6 年度に行う簡易水道事業水質検査計画について、水道法施行規則（昭和 3 2 年厚生省令第 4 5 号）第 1 5 条第 6 項の規定により次のとおり定めます。

1 はじめに

平成 1 6 年 4 月より、水質基準が改定され、新たな項目が追加されるとともに、地域性や原水の種類、質、浄水方法等を考慮して柔軟な運用を行うことが可能となりました。

水質検査は、水質基準の適合状況を把握するために不可欠なものであり、水道水を使用するにあたり安全性、信頼性を第一に考え、的確に実施するものです。

本計画書では、令和 6 年度に実施すべき水質検査について、詳細に計画するとともに、寿都町の水源状況を考慮したうえで策定するものとします。

2 寿都町簡易水道事業の概要

寿都町は、後志総合振興局管内の西端に位置し、東は蘭越町、西は島牧村、南は黒松内町に接していて、市街地は寿都湾の西に位置し、北は約 3 0 km にわたり岩礁海岸線が連なり、寿都湾に面して集落を形成しています。

寿都町簡易水道事業は、昭和 3 8 年に市街地区簡易水道事業として創設、使用水量の増加と区域の拡張による 3 度の拡張事業を経て、平成元年に現在の寿都浄水場（急速ろ過）を新設し、平成 7 年には歌棄・磯谷地区簡易水道及び能津登専用水道を統合、寿都町簡易水道事業となっています。

また、平成 1 1 年に歌棄浄水場（急速ろ過）を、平成 1 7 年に磯谷浄水場（緩速ろ過）を新設しており、水量増加及び安定した供給を行うため、平成 1 6 年に歌棄配水池を、平成 1 8 年に磯谷配水池を新設しています。

寿都町簡易水道

名 称	認可年月日	計画給水人口	計画一日 最大給水量	備 考
創設	S38. 5. 16	4, 000	600	
第 1 次拡張	S43. 3. 30	4, 500	900	区域拡張
第 2 次拡張	S51. 10. 20	4, 500	1, 200	水量増
第 3 次拡張	S63. 5. 10	4, 000	1, 575	水量増
統合	H7. 4. 28	4, 255	1, 750	歌棄・磯谷地区簡易水道、能津登 専用水道を統合、事業名の変更 「寿都町簡易水道」
増補改良	H11. 4. 12	4, 255	1, 750	浄水方法の変更
第 4 次拡張	H15. 4. 28	4, 060	2, 110	水量増

3 水質検査の基本方針

1) 採水地点

水道法で義務付けられている水道水の水質検査は、浄水場系統ごとに代表する給水栓及び原水で行います。

2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務付けられている水質基準項目の検査を行います。

3) 検査頻度

検査頻度は水道法に基づく色、濁り、消毒の残留検査に関する検査についてはつては、給水栓で毎日行います。

おおむね月1回以上行うこととされている項目については、月1回、その他の項目についてはこれまでの検出状況を考慮して設定いたします。

4 給水状況

	区 分	内 容	備 考
認可計画	計画給水区域	字政泊町、字矢追町、字大磯町、字新栄町、字渡島町、字開進町、字岩崎町、字六条町、字樽岸町の一部、字湯別町の一部、字歌棄町、字磯谷町	
	計画給水人口	4,060 人	
	1日最大計画給水量	2,110 m ³	
	1日平均給水量	1,582 m ³	
	1人1日平均給水量	520 L	
R4年度末実績	区域内人口	2,662 人	
	現在給水人口	2,659 人	
	普及率	99.89 %	
	1日最大実績給水量	2,056.0 m ³	
	1日平均実績給水量	1,811.3 m ³	
	1人1日実績平均給水量	493.2 L	

5 水源概要

1) 朱太川水系朱太川支流小川

朱太川支流の小川に設置している取水施設より1日1,132立方メートル取水して寿都浄水場へ送られます。

2) 滝の澗川水系滝の澗川

滝の澗川に設置している取水施設より1日600立方メートル取水して寿都浄水場へ送られます。

3) 神社の川水系神社の川

神社の川源流付近の取水井より1日534立方メートル取水して歌棄浄水場へ送られます。

4) 金瀬の沢川水系金瀬の沢川

金瀬の沢川源流付近の取水井より1日55立方メートル取水して磯谷浄水場へ送られます。

6 浄水施設概要

1) 寿都浄水場（寿都町字矢追町925番地1）

給水区域 市街地区（政治町～六条町）、樽岸町の一部、湯別町の一部

原水の種類 表流水（朱太川水系朱太川支流小川、滝の澗川水系滝の澗川）

浄水能力 1,732 m³/日

浄水処理方式 急速ろ過方式

沈殿方式 薬品沈殿・傾斜板式

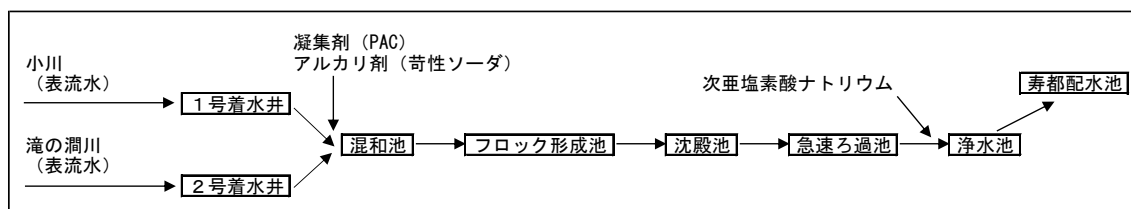
使用薬品

凝集剤 ポリ塩化アルミニウム（PAC）

アルカリ剤 苛性ソーダ

塩素剤 次亜塩素酸ナトリウム

浄水処理のフロー図

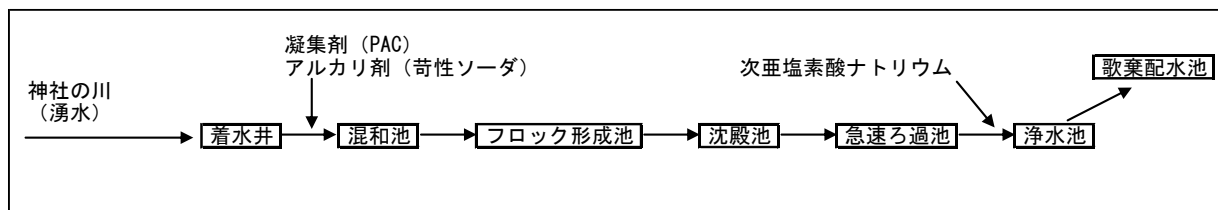


2) 歌棄浄水場（寿都町字歌棄町有戸133番地）

給水区域 湯別町の一部、歌棄町全域、磯谷町のうち鮫取澗、横澗の一部

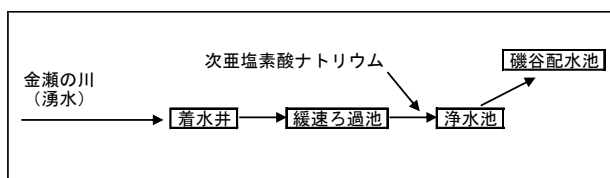
原水の種類 湧水（神社の川水系神社の川）

浄水能力 534m³/日
 浄水処理方式 急速ろ過方式
 沈殿方式 薬品沈殿・傾斜板式
 使用薬品
 凝集剤 ポリ塩化アルミニウム（PAC）
 アルカリ剤 苛性ソーダ
 塩素剤 次亜塩素酸ナトリウム
 浄水処理のフロー図



3) 磯谷浄水場（寿都町字磯谷町島古丹1350番地）

給水区域 磯谷町のうち横澗の一部、島古丹、能津登
 原水の種類 湧水（金瀬の沢川水系金瀬の沢川）
 浄水能力 55m³/日
 浄水処理方式 緩速ろ過方式
 使用薬品
 塩素剤 次亜塩素酸ナトリウム
 浄水処理のフロー図



7 水道の原水及び浄水の状況

1) 水質管理上注意しなければならない項目

降雨時の濁水流入、落葉時及び雪解け時の色度上昇、大腸菌等の混入、消毒用薬剤の注入による塩素酸及び臭素酸の上昇、凝集剤の注入によるアルミニウムの上昇

2) 原水の水質概況

①小川水源及び滝の澗川水源

水源上流域には汚染源となる施設等がないことから原水水質は良好で安定していますが、表流水のため降雨時の濁水の流入、落葉等の腐敗や雪解け時における色度及び濁度の上昇、動物の糞便などに由来する大腸菌等の混入のおそれがあります。

②神社の川水源

神社の川源流部から直接取水しているため原水水質は良好で安定して

いますが、取水井から混入する濁水により色度及び濁度の上昇のおそれがあります。

③金瀬の沢川水源

金瀬の沢川源流部から直接取水しているため原水水質は良好で安定しています。

3) 浄水の水質概況

浄水については、浄水処理が適正に行われていますが、消毒に使用している次亜塩素酸に由来する塩素酸及び臭素酸の上昇、及び急速ろ過方式により処理している寿都・歌棄の各浄水場については、凝集剤に由来するアルミニウムの上昇の恐れがあります。

8 水質検査項目

検査項目については水道法に規定されている51項目、原水のクリプトスポリジウム指標菌及び浄水の有機フッ素化合物(炭素とフッ素が結合した有機化合物。PFAS)について検査を行います。

詳細の検査項目及び検査回数については、検査項目一覧表に記載しています。

1) 浄水水質検査

①毎日検査する事項

色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)については毎日行います。

②毎月検査する項目

一般細菌等病原性微生物の汚染を疑わせる指標や水の基本的な性状に関する項目(9項目)については月1回行います。

③3ヶ月おきに検査する項目

検査頻度を減少させることが不可能なトリハロメタン等消毒副生成物(12項目)及び過去3年間の検査結果が水質基準の1/5を上回る項目(アルミニウム及び蒸発残留物)については年4回(4・7・10・1月)行います。

④夏季に検査する項目

ジェオスミン等藻類が発生することにより生成されるカビ臭物質項目(2項目)については夏季に2回(7・8月)行います。

⑤年1回検査する項目

②～④以外の項目(26項目)については年1回(7月)行います。
有機フッ素化合物の検査については年1回(8月)行います。

2) 原水水質検査

①3ヶ月おきに検査する項目

クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)の検査については、年4回(4・7・10・1月)行います。

②年1回検査する項目

クリプトスポリジウム指標菌以外の検査項目(基準項目のうち消毒副生成物及び味を除いた38項目)及びクリプトスポリジウム検査(クリプ

トスポリジウムオーシスト等）については年１回（７月）行います。

３）検査回数の減少及び検査の省略

一部検査項目については、水源の状況や過去の検査結果の状況から検査回数の減少もしくは検査を省略することができますが、万全を期するため、年１回以上検査を行うものとします。

４）令和６年度の検査項目の変更について

令和６年度については水質基準に関する項目の変更はありませんが、有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が近年、一部の水道事業者において高濃度で検出されており、本町においても濃度の把握を行う必要があることから令和６年度は浄水の水質検査と合わせて有機フッ素化合物の検査を年１回行います。

９ 採水地点

各浄水場系統に採水地点を設け、各浄水場系統に１箇所以上の検査地点が確保できるように設定します。

浄水場	水源	原水採水地点	浄水採水地点
寿都浄水場	小川	寿都浄水場原水流入口 （１号着水井）	寿都町役場（台所）
	滝の澗川	寿都浄水場原水流入口 （２号着水井）	
歌棄浄水場	神社の川	歌棄浄水場原水流入口	有戸種前会館 （屋外散水栓または台所）
磯谷浄水場	金瀬の沢川	磯谷浄水場原水流入口	磯谷会館 （屋外散水栓または台所）

１０ 臨時の水質検査

１）水質検査の要件

臨時の水質検査、試験は、次のような場合に行います。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき
- ②水源に異常があったとき
- ③水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④浄水過程に異常があったとき
- ⑤配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき

⑥その他特に必要があると認められるとき

2) 水質検査項目

臨時の水質検査は、水質異常に応じた項目について検査します。

1 1 水質検査方法

1) 検査方法

毎日検査項目については、担当職員又は町から施設管理委託をした事業者により行います。

毎日検査項目以外の検査項目については、本町においては独自の検査体制を有しないため、水道法第20条第3項の規定により他の水道事業者（小樽市水道局）に検査を委託します。

検査については、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）によるものとします。

2) 水質検査検体の採取及び運搬

①検体の採取方法

担当職員又は施設管理委託をした事業者が行い、委託先水道事業者により指定された採水方法により採水します。

②検体の運搬方法

検体に影響を及ぼさないようクール便を利用して行い、クール便での運搬が難しい場合、別の方法になる場合がありますが、極力検体に影響を及ぼさない方法により運搬を行います。

3) 水質検査の実施状況及び精度の確認

委託先水道事業者に対して適正に検査が行われているかどうか適宜確認を行います。

1 2 関係機関との連携

水道水が原因で水質事故が発生した場合には、町の関係部署、北海道（環境生活部環境局環境政策課、後志総合振興局保健環境部（倶知安保健所））、後志管内市町村及び国の指定を受けた機関等と連携し、適正な処理を行います。

1 3 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

検査結果の評価は、検査ごとの結果を水質基準値等に照らし合わせて行います。その結果、水質に異常が認められた時は直ちに原因究明を行い、安全で良質な水質を確保するために必要な対策を講じます。

また、水質検査計画については、水質検査結果や水質状況等に基づき、必要に応じて計画の見直しを行い、より一層充実したものにしていきます。

１４ 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果については、寿都町役場企業管理課窓口および寿都町ホームページ(<http://www.town.suttu.lg.jp/>)において公表します。

１５ 水質検査計画の意見反映

公表した計画については、検査結果により内容について意見をいただき、次期検査計画策定の際に反映いたします。